

春日井市認知症カフェ登録要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地域住民の認知症への理解と啓発を推進するための物品を設置し、認知症である者又はその家族が安心して暮らせる地域づくりに寄与する店舗又は活動場所（以下「認知症カフェ」という。）の登録について必要な事項を定めることにより、適正な認知症カフェの利用の推進を図ることを目的とする。

(登録対象者)

第2条 認知症カフェの登録を申請することができる者（以下「登録対象者」という。）は、市内で認知症カフェを実施する団体又は個人で次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に店舗等を有し、認知症の人やその家族が利用しやすい環境を提供すること。
- (2) 認知症サポーター養成講座の受講者又は3か月以内に認知症サポーター養成講座を受講できる者を1名以上配置すること。
- (3) 家族介護者支援センターと連携すること。
- (4) 春日井市認知症高齢者等見守り支援事業実施要綱（平成31年4月11日施行）第3条第2号に規定するみまもりあいプロジェクトに協力し、又は認知症サポーター、認知症見守りボランティア等との協力体制を確立するよう努めること。

(登録の申請)

第3条 認知症カフェに登録をしようとする登録対象者は、春日井市認知症カフェ登録申込書（第1号様式）により市長に申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請をした登録対象者を認知症カフェに登録し、登録対象者に春日井市認知症カフェ登録証（第2号様式）を交付するものとする。

(登録決定の変更等)

第4条 前条の登録を受けた者（以下「登録者」という。）が登録内容の変更をしようとするときは、春日井市認知症カフェ登録変更届（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

（登録の廃止）

第5条 登録者が登録を廃止しようとするときは、春日井市認知症カフェ登録廃止届（第4号様式）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、第3条の登録を受けた認知症カフェが次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

(1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 災害その他の事故により店舗等を使用できなくなったとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めたとき。

3 市長は、前項の規定により登録を取り消した場合は、春日井市認知症カフェ登録取消通知書（第5号様式）により、登録者に通知するものとする。

（広報）

第6条 市長は、市のホームページ、刊行物への掲載等により、認知症カフェを市民に広く周知するものとする。

（雑則）

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。